

## 議第 170 号 公の施設の指定管理者の指定について

### 1 趣旨

呉市介護予防センター（倉橋介護予防センター）の指定管理者を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ呉市議会の議決を経て、指定しようとするものです。

### 2 公の施設の概要

呉市介護予防センター（全 3 施設）のうちの 1 施設を対象とするものです。

施設名	倉橋介護予防センター		
施設所在地	呉市倉橋町字旭町 1810 番地の 4		
設置年月日	平成 12 年 12 月 19 日		
設置目的	高齢者及び障害者の介護予防のための事業を実施し、もって市民の福祉の増進をするための施設として設置する。		
設置条例	呉市介護予防センター条例		
施設規模等	敷地面積 120.10㎡ 延べ面積 55.80㎡ 構造・階数 鉄骨造，平屋建て 主要施設 研修室，機能訓練室		
利用状況	利用者数	平成 28 年度	68 人
		平成 29 年度	69 人
		平成 30 年度	533 人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	平成 30 年度		
	【呉市分】		
	歳入		0 千円
	歳出		86 千円
	指定管理料		0 千円
	需用費（光熱水費）		86 千円
	【指定管理者分】		
	収入		0 千円
	支出		0 千円
	※指定管理者の収支決算詳細については、別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料 1）を参照		
指定管理実績	平成 18 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	
	平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	
	平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	社会福祉法人呉市社会福祉協議	

### 3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 次に掲げる事業に関する業務
  - ア 高齢者等の介護予防に関する事業
  - イ 高齢者等の趣味活動及び生きがい活動に関する事業
- (3) 施設の利用の許可に関する業務
- (4) 上記の業務に付随する業務

### 4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

### 5 団体（候補者）の概要

団体名	社会福祉法人呉市社会福祉協議会
団体所在地	呉市中央5丁目12番21号
代表者氏名	会長 中本 克州
設立年月日	昭和42年5月26日
設立目的	呉市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
基本財産	110,344千円
従業員数	288人
役員	会長 中本 克州 副会長 城 健康 古江 由紀枝 原垣内 清治 常務理事 山根 直行 理事 神田 晃典 森本 勝利 山口 幸夫 川畑 勝之 香川 治子 土本 敏明 友井 輝道 隠村 誠二 中野 光明 河野 一美 山田 照枝 奥先 楓 佐藤 光子 川中 克幸 鈴木 孝雄 新田 英樹 玉木 正治 内藤 雅夫 監事 吉井 光廣 中野 正氣
決算	平成30年度 収入 13億2,646万円 支出 12億9,344万円

### 6 団体（候補者）から提出された事業計画等の概要

管理運営上の基本方針	当団体の活動理念である「ご近所からほほえみ返しが広がるまちづくり」を基本方針に、心配ごと相談、行政相談や人権相談の会場として、地域住民に親しまれ、有効に活用されるよう管理運営をする。
管理運営体制	当該施設は当団体の倉橋支所に隣接していることから、当該施設の施設等の日常的な施設管理は当団体の倉橋支所の職員が実施する。
施設の維持管理	当団体職員による出勤時・退庁時の定期的な施設全般の点検や室内外の定期的な清掃等により、快適で安全に利用してもらえるよう心掛ける。
利用促進の取組	年間を通して実施している「相談事業」について、看板設置や倉橋地区全世帯に配布する広報誌への情報掲載、町内放送によるお知らせを実施することで利用促進を図る。
経費削減の取組	主な管理経費である電気料金について、スイッチ部にどの照明器具のスイッチかわかるように表示することで、電気の消し忘れを防ぎ、管理経費の削減に努める。

## 7 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料2）のとおり

## 8 選定の理由

当該施設は、地域高齢者等の介護予防のための事業を実施することなどを目的とする施設であり、その管理運営には社会福祉全般に係る識見が求められます。

呉市社会福祉協議会は、市域における社会福祉を目的とする事業の発達等により地域福祉の推進を図ることを目的とし、様々な福祉事業の実施・展開をしていることから、地域の実態を把握している同協議会が管理運営をすることが効果的であるため、公募を行わず同協議会を指定管理者の候補者として選定したものです。